

# 防災教育支援推進プログラム 「防災教育支援事業」 公募要領（第2次）

1.	事業名	… 2
2.	事業の趣旨	… 2
3.	事業の内容	… 2
4.	公募（企画競争）に参加する主体に必要な資格	… 5
5.	申請者（応募主体の代表者）	… 5
6.	事業の実施体制	… 6
7.	採択予定数・実施予定額・実施期間	… 6
8.	参加表明書の提出	… 6
9.	応募書類の作成・提出方法	… 7
10.	選定方法等	… 7
11.	事業の実施（契約）	… 8
12.	スケジュール（平成20年度予定）	… 9
13.	問い合わせ先	… 9
14.	応募申請に当たっての留意事項	…10
15.	その他	…10

文部科学省研究開発局

地震・防災研究課

平成20年9月

# 防災教育支援推進プログラム「防災教育支援事業」 公募要領（第2次）

## 1. 事業名

防災教育支援推進プログラム「防災教育支援事業」

## 2. 事業の趣旨

我が国は自然災害が多発する地域に位置しており、地震、火山噴火、風水害、竜巻等突風災害、豪雪等の災害により、過去、人的・物的に多大な被害を被ってきた。

防災・減災能力の向上には、自然外力についての理学的な理解に加え、防災力を構成する工学的な要因や社会科学的な要因に関しても理解する必要がある。しかしながら、社会全体に、これらに対する理解不足や「自分は災害には遭わない」という根拠のない「仮想的安心感」が存在し、自然災害による被害の一層の拡大、生かされない教訓の再生産を引き起こしかねない。

国として、国民が自然災害を正しく理解し、自らの的確な判断の下で防災・減災行動をとれるよう、学校や地域等における防災教育の取組を積極的に推進していく意義は深く、それに対する社会の期待も極めて大きい。

また、社会の防災力を高めるため、科学技術の発展は我が国の防災・減災の推進にとって不可欠であり、将来の研究や技術開発を担う人々に対する防災科学技術教育の視点からの人材育成も重要である。

現在、防災教育に関しては、甚大な災害を過去に経験した地域、近年災害の多発している地域、あるいは、今後災害の切迫性が高い地域等を中心に、積極的かつ先進的な取組が行われている。一方、自ら防災について学ぶ意欲を高め、幅広い知識や防災対応能力等を身につけさせるような取組が少ない地域があることも事実である。

本事業では、防災教育の積極的かつ継続的な取組を進めていくために、積極的かつ先進的な取組が行われている地域における担い手の能力を高め、事業期間のみならずその終了後もつなぎ手として他の地域への取組の展開を図るとともに、取組が少ない地域に対しては新たな取組を掘り起こすことを目的としている。具体的には、防災教育の受け手である児童生徒や地域住民等に対する教育内容・方法の充実や、防災教育に携わる人材（担い手・つなぎ手）の育成等に対する支援を行う。これにより、自然災害に対する正しい理解、学びへの動機付け、新しい災害文化の浸透等を図り、児童生徒や地域住民の「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組む人材育成を目指すものである。

第1次公募※（公募開始：平成20年3月、採択機関決定：平成20年6月）の採択では、地震災害（津波災害を含む）、台風による風水害に留まったことから、災害分野を補うため、火山災害、局所的な集中豪雨・竜巻による突発災害等を対象として第2次公募を行うものである。

※【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/06/08061221.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061221.htm)

### 3. 事業の内容

#### (1) 公募課題の概要

応募主体（4. 参照）において、防災教育支援に資する人的・物的資源を多く有する機関や団体（特に、防災科学技術※等の研究や教員養成等を行う国公立大学、研究機関、学協会等）を含む防災教育推進委員会（6. 参照）を組織し、地方公共団体（教育委員会を含む）、周辺の学校等の公的施設、地域の関係機関等と積極的に連携し、防災科学技術等の研究成果を活用しながら、その地域の災害の実情（火山噴火、局所的な集中豪雨・竜巻・突風による突発災害等）に応じた教材・プログラム等を作成し、防災教育を実践する。

また、継続的な取組として定着し、将来にわたり発展していくよう、大学・研究機関・学協会をはじめ、地方公共団体、学校、地域団体、民間企業等による有機的な推進ネットワークの構築を図る。そのネットワークを背景に、防災教育の「担い手」・「つなぎ手」を育成し、学校や地域等の場で実践するため、主に学校の教職員や地域防災リーダー等を対象とした支援施策にも重点的に取り組む。

さらに、地域に根ざした事業活動に取り組みつつ、得られた知見や成果等を基に、近隣の地域や学校、その他の地域等への普及を図る。

※ 「防災科学技術」とは、天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防災し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。

#### (2) 公募課題の内容

2. に掲げる事業の趣旨に基づき、下記ホームページ「防災教育支援に関する懇談会中間とりまとめ」（平成19年8月27日文部科学省発表、以下「懇談会報告」という。）に掲げる「今後の防災教育支援に関する基本的戦略」に沿った以下の事項について、先進的かつ効果的な取組を公募する。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/08/07082812.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082812.htm)

応募主体は、6. に掲げる事業の実施体制を整備し、(3) に掲げる公募課題 A、B のいずれかについて、(4) に掲げる個別テーマ①～④（①～③は必須、④は任意）を実施する。

また、これらの取組の成果については、各年度に各応募主体の地域において、事業関係者及び学校、地域住民等を対象に広く紹介・普及を図る場（地域報告会）を設けるとともに、有識者会議（11. 参照）による評価・助言等の機会を2回（中間報告会（初年度を除く）・年度報告会）設けることとする。

#### (3) 公募課題の枠組

以下の2種類の公募課題があるが、第2次公募では、原則、公募課題Bとする。

A：防災教育支援の高度化と普及

既に積極的かつ先進的な取組が行われている地域において、(4) に掲げる個別テーマを高度化し、当該地域を越えて幅広く普及させる取組を募集する。

B：防災教育支援の体制作りと実践

これまでに必ずしも積極的かつ先進的な取組が行われてきていない地域において、(4) に掲げる個別テーマを実施するための体制作りを行い、実践する取組を募集する。

#### (4) 個別テーマ

##### ①防災科学技術教育関連教材等の作成（必須）

###### 【内容】

過去の災害の資料や映像、各種シミュレーション等、リアリティを持ち、科学的に根拠のある防災科学技術の研究成果等を盛り込んだ防災教育のための副読本、ビデオ等視聴覚教材、実験教材等を作成する。

###### 【留意点】

- ・児童生徒等の発達段階や教育課程、地域住民の理解度等、対象者に応じた内容の体系化を図り、利用できる教材・コンテンツの選択肢を多数提示できること。
- ・学校教育における場合は、現行の学習指導要領等の下で、各教科や特別活動の時間を通じて活用できる内容であること。
- ・子どもや地域住民に何を伝え、それらから何を学ぶべきか、どのような発見をするべきかという具体的な狙いを持たせたものであること。 等

##### ②学校の教職員等を対象とした研修カリキュラムの開発・実施（必須）

###### 【内容】

学校の教職員（特に初任者や学校の管理者）や地域の防災リーダー等を対象として、防災教育に対する理解を深めるための研修方法を考案し、実施する。

###### 【留意点】

- ・教職員や地域防災リーダーのうち、防災教育の重要性に気付いていない人に対し、防災教育の重要性や必要な知識を理解させ、防災教育を実践している「担い手」や「つなぎ手」と出会う機会となること。
- ・防災教育の本格的な「担い手」として役割が期待される教職員や地域防災リーダーの育成に向け、具体的な教育内容・方法を学べる場であること。
- ・防災教育の「つなぎ手」として学校や地域以外の関係者との人的なネットワークを構築するため、行政機関、自主防災組織、学協会、NPO、民間企業、経済団体等との幅広い交流の場となること。 等

##### ③実践的な防災教育プログラム等の開発・実施（必須）

###### 【内容】

年齢や地域等に応じて身に付けるべき防災知識や教えるべき順番等が体系化され、現行の学習指導要領の中で対応することが可能な実践的な防災教育プログラム等を開発し、実施する。

###### 【留意点】

- ・防災教育の成功事例に加え、環境教育・福祉教育等の他分野の取組も効果的に活用し、自発的かつ能動的な取組を促すものであること。
- ・防災教育の重要性に気付いていない人に対し、取組のきっかけを与え、防災教育への興味・関心を呼び起こし、その意義・重要性に対する気付きを促すものであること。
- ・児童生徒等の興味・関心を呼び起こし、休暇等を活用した体験活動、地域住民との交流活動を通して、地域の防災に関する課題解決につながる取組であること。 等

##### ④その他、地域の実情に応じた先進的な取組の実施（任意）

###### 【内容】

応募主体の地域の実情を踏まえ、個別テーマ①～③の取組が既にある程度実施されている場合等において、情報提供や相談窓口の設置等、個別テーマ①～③にない地域独自の取組を実施する。

【留意点】

懇談会報告の趣旨に沿ったものとする。

なお、個別テーマ④は①～③の枠に収まらない取組を実施する場合を想定して設けているものであり、単に①～③の内容を高度化する等の場合は、④ではなく①～③それぞれの枠において実施すること。

#### 4. 公募（企画競争）に参加する主体に必要な資格

応募主体は、以下のいずれかとする。

(1) 国内の法人

地方公共団体、国立大学法人、学校法人、独立行政法人、株式会社、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等

(2) 本研究開発のために設置される任意団体

複数の法人や個人により構成される研究開発団体等

※1 予算決算及び会計令第70条、71条の規定に該当しないものであり、かつ、文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の機関や団体、個人でないこと。

※2 国からの円滑な委託事務処理が困難な機関や団体、個人での応募は認めない。

※3 応募主体が複数の機関や団体の連合によるものでも構わないが、その場合は全体を統括する法人格を有する機関や団体を明示し、当該機関や団体が応募すること。

※4 事業を円滑に実施・達成できる事務処理・会計処理に関する組織や人員、規程等が整っており、資金等について十分な管理能力を有していること。

※5 任意団体については、国からの円滑な委託事務処理が可能な構成員（法人）を含むとともに、※4の要件を備えた規程等を有していること。

※6 第1次公募で不採択となった機関・団体からの再応募は差し支えありません。

#### 5. 申請者（応募主体の代表者）

4. に掲げる応募主体のうち、(1)の場合は法人の長、(2)の場合は構成員のうち法人格を有する機関や団体の代表者を申請者とする。委託契約は、原則、申請者の所属する機関や団体と締結する。

なお、申請者が所属する機関や団体の概要や活動実績が分かる資料（パンフレット等でも可）を必ず添付すること。また、事業の実施にあたって中核的な役割を担う者（6.(1)参照）については、その略歴・活動実績等が分かる資料を添付すること。

また、本事業のために設置される任意団体の場合は、事業実施中及び任意団体の解散後の責任体制（代表者の連絡先等）を明示した資料を添付すること。

これらの資料は、選定（審査）の際に参照する。

## 6. 事業の実施体制

事業の実施にあたっては、以下の実施体制をとること。

### (1) 事業代表者及び個別テーマ責任者

事業全体を統括する事業代表者（5.に掲げる申請者と一致しなくとも差し支えない）及び個別テーマ責任者を置く。

### (2) 防災教育推進委員会

以下の構成員からなる防災教育推進委員会（名称は任意）を置く。

- ・大学等研究機関の有識者（1名は必須）
- ・学校又は教育委員会関係者（1名は必須）
- ・行政（地方公共団体の防災部局等）関係者（1名は必須）
- ・その他地域の実情等に応じ、応募主体が必要と認める者

防災教育推進委員会は、本事業に必要な個別テーマの実施のための企画立案を行い、別に参画を依頼する事業協力機関（(3)参照）の協力を得て事業を推進するものとする。

なお、本企画競争への応募にあたっての申請者は、防災教育推進委員会ではなく4.に掲げる主体の長又は代表者であることに注意すること。

### (3) 事業協力機関

防災教育推進委員会は、本事業の推進のために必要な学校、地域団体等の事業協力機関の参画を得て事業を推進する。

事業協力機関は、防災教育推進委員会の指示・助言等に基づき、連携・分担して個別テーマの実施にあたるとともに、成果を実施主体に報告・提供し、必要な経費を事業代表機関（5.に掲げる申請者の所属する機関や団体）に請求する。

## 7. 採択予定数・実施予定額・実施期間

### (1) 採択予定数

3件程度

### (2) 実施予定額

1件あたり年間2百万円程度

なお、審査等において必要な査定を行う場合があることに留意すること。

### (3) 実施期間

2ヶ年度（初年度契約日から平成22年3月末まで）（契約は年度ごとに締結する）

（公募課題Bについては1ヶ年度に限り延長を可能とする。詳細は11.（2）を参照。）

## 8. 参加表明書の提出

### (1) 参加表明書の提出

公募（企画競争）への参加予定者を事前に把握するため、参加を希望する者は「14.

問い合わせ先」の提出先へ防災教育支援推進プログラム「防災教育支援事業」企画競争参加表明書（様式 1）を提出すること。

なお、郵送、ファクシミリ、電子メール等は問わない。

(2) 提出期限

平成 20 年 10 月 6 日（月）18 時（必着）

## 9. 応募書類の作成・提出方法

(1) 応募書類

- ①防災教育支援推進プログラム「防災教育支援事業」提案概要書（様式 2）
- ②防災教育支援推進プログラム「防災教育支援事業」企画提案書（様式 3）
- ③その他、文部科学省が必要として提出を求める書類（5. 参照）

※1 様式 2 および様式 3 は、用紙サイズ A4 縦版、横書きとする。

※2 様式 2 および様式 3 は、日本語及び日本国通貨で記述すること。

※3 様式 3 の記述方法は、企画提案書記述要領を参照のこと。

※4 ガイドラインに基づく報告書の提出（14. (1) 参照）を済ませること。

(2) 提出方法

- ・紙媒体および電子媒体を郵送又は持参により提出すること（ファクシミリ不可）。
- ・紙媒体の必要部数は、それぞれ 10 部ずつとする。
- ・電子データのファイル形式は、ジャストシステム一太郎 ver. 9 以降又はマイクロソフト Word97 以降とする。
- ・電子データは CD-R 等により提出すること。3 メガバイト以下の容量であれば、電子メールでの提出も可能である。
- ・郵送の場合、簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・文部科学省での受領後、参加表明書に記載の連絡先へその旨連絡する。

(3) 提出先

「13. 問い合わせ先」を提出先とする。

(4) 提出締切

平成 20 年 10 月 14 日（火）18 時（必着）

(5) その他

応募書類等の作成及び選定委員会への出席（10. 参照）費用については、選定結果にかかわらず応募主体の負担とする。

また、提出された応募書類等については返却しない。

## 10. 選定方法等

(1) 選定方法

外部有識者からなる選定委員会による書類審査を行い、書類審査を通過した企画提案について面接審査を実施の上、選定する。面接審査への出席を求める応募主体に対しては、開催日時・場所等を別途通知する。

面接審査においては、応募主体からのプレゼンテーション及び選定委員による質疑等を実施する。この際、企画提案をより充実したものとするため、必要に応じて計画の見直しや他の関係する事業との連携協力、共同実施を要請することもあり得る。

(2) 選定にあたって考慮する視点

企画提案の内容については、審査基準（別添）に基づき選定する。

(3) 重複提案の制限

事業代表者が、同一のテーマ又は内容で、既に文部科学省又は他の官公庁からの委託等を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すものとする。

また、その委託等の事実が採択後に発覚し、既に受託額の金額の全部又は一部が拠出された場合、文部科学省は決定を取り消し、その額を返還させるものとする。

なお、他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本事業への応募は差し支えないが、他の制度での採択結果によっては、重複した企画提案を審査の対象から除外する。

(4) 委託費の不正な使用等を行った申請者に対する措置

本事業の実施に際して、委託費の不正な使用等（偽りその他不正の手段による委託費の受給を含む。）を行い、受託額の全額又は一部の返還が請求された者（本事業の業務に係る当該申請者の管理に関して直接の責任を有する者を含む。）については、その旨を公表するとともに、その後、本事業への参加を認めない。

(5) 選定結果の取扱

選定の結果は、採択・不採択を問わず応募主体に通知するとともに、採択された応募主体・テーマ等については文部科学省ホームページにおいて公表する。

## 11. 事業の実施（契約）

(1) 委託契約の締結及び事業経費

委託契約は原則として申請者の所属する機関や団体と締結することとし、受託者への経費の配分額は、契約締結時に文部科学省が決定する。

なお、配分額については予算の範囲内で調整することがあり、企画提案書に記載の金額どおりの契約にならない可能性があることに留意すること。

(2) 事業期間

委託を受けた日の属する年度から、原則として2年間（平成22年3月末）までとし（詳細は別途委託契約において定める）、契約については年度ごとに締結するものとする。

なお、企画提案書の提出時においては、事業の実施計画は上記期間まで立案することとする。ただし、各年度に予定している中間報告及び年度報告において有識者会議によ

る進捗状況等についての評価を行い、その結果によっては委託事業の見直し・打ち切りもあり得る。また、国の予算の事情により、見直しや打ち切りもあり得る。

また、公募課題 B については、2 ヶ年度目に行う中間報告時に、実施期間終了後の取組について優れた提案がなされた場合等は、1 ヶ年度に限り延長を可能とする。

### (3) 知的財産権の取扱

本事業の実施により受託者が作成した資料、報告書等の知的財産権は、受託者に帰属する。ただし、本事業は国費による先導的な研究開発であり、得られた知見等は国が十分に活用していく必要があることから、文部科学省が必要と認めるときは、受託者は文部科学省が無償で使用・改変することを許諾するものとする。

また、本事業の成果は、幅広く普及・展開を図ることを想定していることから、受託者は文部科学省及び受託者以外の第三者が無償で使用・改変するための体制整備への協力を許諾するものとする。

## 12. スケジュール（平成 20 年度予定）

公募開始から事業初年度末までのスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

平成 20 年 9 月 25 日（木）	： 公募開始
平成 20 年 10 月 6 日（月）	： 参加表明書提出締切
平成 20 年 10 月 14 日（火）	： 公募締切
平成 20 年 10 月中旬	： 選定委員会による審査（書類審査）
平成 20 年 10 月下旬	： 選定委員会による審査（面接審査）
平成 20 年 10 月末	： 採択機関決定
平成 20 年 11 月中旬	： 契約、事業開始
開催時期任意	： 平成 20 年度地域報告会（各地域において実施）
平成 21 年 2 月	： 平成 20 年度年度報告会（有識者会議による評価）

## 13. 問い合わせ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課（中央合同庁舎 7 号館東館 18 階）

「防災教育支援推進プログラム」担当 渡邊、滝、松森

電話：03-5253-4111（代表）内線 4134 03-6734-4134（直通）

FAX：03-6734-4139

電子メール：bosai@mext.go.jp

問い合わせ期間：平成 20 年 9 月 25 日（木）～平成 20 年 10 月 14 日（火）

（平日 10 時～18 時）

※1 電子メールでの問い合わせにあたっては、件名を「防災教育支援推進プログラム問い合わせ」とすること。

※2 審査状況等の質問には答えられないので留意すること。

## 14. 応募申請に当たっての留意事項

### (1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、応募機関においては、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要である。下記ホームページの様式に基づいて、応募書類提出期限までに、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室宛に報告書を提出すること。なお、提出の際は、提出する封筒に「平成 20 年度防災教育支援推進プログラムの応募（第 2 次）に係るガイドライン報告書在中」と赤字で記載をすること。

【URL】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/02\\_b/07101216.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm)

ただし、平成 20 年 4 月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。その場合、応募に当たり、「実施状況報告書は〇年〇月〇日に提出済み」である旨の書面（様式自由）を応募書類等の提出の際に同封すること。

また、平成 22 年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成 21 年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定のため、文部科学省からの周知等に十分留意すること。

実施状況報告書の提出がない場合には応募は認められない。報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省による体制整備等の状況に関する現地調査に協力を求めることがある。また、提出されている場合であっても、平成 19 年 5 月 31 日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがある。

### (2) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、事業代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとする。これらの情報については、採択後適宜ホームページにおいて公開する。

## 15. その他

- ・ 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- ・ 文部科学省は、企画提案の実施が当該事業の趣旨に反すると認められる場合、受託者に対し、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- ・ 文部科学省は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況についての実態調査、及び事業終了後の追跡調査を行うことができる。また、受託者は、文部科学省の求めがあった場合に、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- ・ 文部科学省は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）等に基づき、必要な評価を実施する。
- ・ その他、この公募要領に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜適切に協議するものとする。